

食品接触材料安全センターメールマガジン No.64（2023年6月上旬号）を発行致しましたのでご覧ください。

■PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

このコラムは、改編 PL の最新情報を紹介しています。6月6日食品安全委員会は、器具及び容器包装の規格（PL）の改正、製造基準の改正に係るリスク評価機関としての意見を審議し、取りまとめました。この過程において、リスク管理機関である厚生労働省に対し、つぎの留意点が示されました（資料 2-8）。

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20230606fsc&fileId=280>

- ① リスクアセスメントポリシー（リスク評価方針）に則って、個別物質のリスク評価に資する情報の収集を速やかに実施し、個別の食品健康影響評価の依頼を計画的に実施すること。
- ② 既存物質を使用して製造される器具・容器包装への当該既存物質の使用制限量等を適切に設定し、適切なリスク管理措置を講じること。
- ③ 既存物質を使用して製造される器具・容器包装に意図せず混入する物質（残存モノマー、不純物等）について適切なリスク管理措置を講じること。
- ④ 使用可能食品区分、最高温度、特記事項に係る事業者間の情報伝達といった公衆衛生上必要な措置が適切に行われ、その他国民の健康の保護の観点から消費者に周知が必要な情報が事業者間で伝達されるよう、事業者へ周知徹底すること。
- ⑤ 既存物質について、健康影響等に関する知見の収集を継続的に行い、人の健康影響に関する新たな知見が得られた場合には、必要に応じて速やかにリスク管理措置の見直しを検討すること

この中で、特に③における「意図せず混入する物質（残存モノマー、不純物等）について適切なリスク管理措置を講じること」については、これまで厚労省とともに検討、整理してきた考え方、即ち、必要なとき告示第 370 号の規格・基準の中で扱うことで解釈できるか、また④における「消費者に周知が必要な情報が事業者間で伝達される」については、法制度上求められる情報伝達は事業者間だけとする中で解釈できるか確認していきます。

■食品接触材料安全センター2023 年度事業計画について

食品接触材料安全センター2023 年度事業計画

このコラムは、食品接触材料安全センターの事業計画をシリーズで紹介してきました。今回は、2023 年 6 月 5 日第 3 回センター協議会会員総会で承認された 2022 年度事業報告よりその概況を紹介します。

●2022 年度においては、厚労省による国のポジティブリスト（以下「国 PL」という。）改編の動きが進む中、事務局の運営、安全センター協議会の運営、適合確認業務、情報調査・広報業務、関係機関との連携・協力に取り組んだ。

●協議会の会員に関しては、正会員 39 社、準会員 4 団体が新たに入会し、本年度末時点で、正会員 873 社、準会員 27 団体の合計 900 会員となった。

●厚労省は、2021 年 12 月に既存物質の整理などを踏まえた国 PL 改編の方針を打ち出し、2022 年度を通じて国改編 PL 案への意見募集や新整理案の公表等が行われた。当センターでは、厚労省による会員説明会を開催するなど情報提供に努めるとともに、各会員からの問合せに対応するなどきめ細かく対応した。また、2023 年夏頃に国改編 PL 告示が公布される見通しを踏まえ、今後の確認証明書業務、国 PL 適合確認業務等の方針について検討を行った。

●国 PL 改編の経緯、内容等に鑑みて、サプライチェーンにおける効率的、効果的な情報伝達の仕組みとして多くの会員に幅広く活用いただいている確認証明書を継続する方針である。また、国 PL の対象範囲は確認証明書が対象とする範囲を超えているため、会員の多様なニーズに応じていく観点から、確認証明書の交付規程に当てはまらない案件に関する制度的な仕組みとして適合確認書（仮称）を国改編 PL 告示公布後に導入すべく準備を行った。さらに、確認証明書及び適合確認書のいずれにも当てはまらない案件に関し、国 PL への適合を個別に説明するための手段として、見解書を継続する予定である。

次回は同じく会員総会で承認された 2023 年度事業計画の概要を紹介します。

■お知らせ

食品接触材料などに関する内外の動き

●厚生労働省 PL ホームページ

6月1日、審議会部会（4月13日）配布資料のうち別紙1-1の差し替えが示された。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html

審議会部会資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32491.html

別紙1-1（4月13日付け修正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/001102595.pdf>

●国立衛研「食品用器具・容器包装に係る会議運営等業務一式」5月22日

http://www.nihs.go.jp/bid/pdf/20230522_01.pdf

●国立衛研「器具・容器包装のポジティブリスト制度化に係る安全性に関する試験（酢酸コバルト(II)四水和物外1物質に関するトランスジェニックマウス遺伝子突然変異試験）一式」5月19日

http://www.nihs.go.jp/bid/koubokoukoku/pdf/20230519_01.pdf

●6月6日食品安全委員会（第901回）

https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai901.html

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20230606fsc>

●4月18日食品安全委員会（第896回）議事録

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/attachedFile/download?retrievalId=kai20230418fsc&fileId=999>

●環境省「ストックホルム条約、バーゼル条約及びロッテルダム条約締約国会議の結果について」2023年05月16日

https://www.env.go.jp/press/press_01592.html

●5月26日厚労省「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の公布について（通知）生食発0526第1号

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230529I0020.pdf>

●5月26日3省合同発表「プラスチック汚染対策の条約策定交渉に関する高野心連合への我が国の参加」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press7_000018.html

<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230526005/20230526005.html>

https://www.env.go.jp/press/press_01684.html

●6月5日3省合同発表「プラスチック汚染に関する法的拘束力ある国際文書（条約）の策定に向けた第2回政府間交渉委員会の結果概要」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press7_000030.html

https://www.env.go.jp/press/press_01717.html

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230605005/20230605005.html>

●商務部「WTO加盟国は「プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易」について2023年第2回非公式対話を開催」2023年5月30日

<http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkbnjg/202305/20230503413095.shtml>

●EFSA「EFSA、食品中のポリ臭素化ジフェニルエーテルに関連する健康リスクに関する協議を開始」2023年6月8日

<https://www.efsa.europa.eu/en/news/efsa-opens-consultation-health-risks-associated-polybrominated-diphenyl-ethers-food>

●欧州委員会「植物、動物、食品及び飼料に関する常設委員会 フードチェーンにおける新規食品及び毒物学的安全性分科会 2023年6月12日」

<https://ec.europa.eu/transparency/comitology-register/screen/meetings/CMTD%282023%2927/consult?lang=en>

●ECHA「現在のコメントとエビデンス募集」2023年5月31日

<https://echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence/-/substance-rev/73501/term>

UV-328 (2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol) CAS No. 25973-55-1

UV-327 (2,4-di-tert-butyl-6-(5-chlorobenzotriazol-2-yl)phenol) CAS No. 3864-99-1

UV-350 (2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4-(tert-butyl)-6-(sec-butyl)phenol) CAS No. 36437-37-3

UV-320 (2-benzotriazol-2-yl-4,6-di-tert-butylphenol) CAS No. 3846-71-7

●ECHA「議題草案、リスク評価委員会第1回会議、DWD（注：水道水指令）作業部会 RAC-65 報告 2023年6月1～2日」

https://echa.europa.eu/documents/10162/17352003/rac_65_dwd_wg_agenda_en.pdf/80d9e52f-5038-6682-24fb-59f40ee7381e?t=1680095600613

●欧州議会「議会はEUの繊維・衣料品産業をより環境に優しいものになりたいと考えている」
2023年6月1日

<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20230524IPR91913/parliament-wants-to-make-eu-textiles-and-clothing-industry-greener>

●閣僚理事会「エコデザイン規則－閣僚理事会はポジションを採択」2023年5月22日

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/05/22/ecodesign-regulation-council-adopts-position/>

●独 BfR 「多くのひとはマイクロプラスチックに懸念している」2023年5月8日

https://www.bfr.bund.de/en/press_information/2023/08/many_people_concerned_about_microplastics-311133.html

●UK「ガイダンス 使い捨てプラスチックの禁止：皿、ボウル、トレイ、容器、カトラリー、風船のスティック」2023年5月23日

<https://www.gov.uk/guidance/single-use-plastics-ban-plates-bowls-trays-containers-cutlery-and-balloon-sticks>

●米国官報「環境防衛基金等からの着色料請願書の提出：食品中の二酸化チタンの使用について着色添加物リストを取り消す要請」2023年5月3日

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/05/03/2023-09366/filing-of-color-additive-petition-from-environmental-defense-fund-et-al-request-to-revoke-color>

●FDA「FDAの食品に添加される化学物質の審査に対する新しいアプローチが食品の安全性をどのように強化するか」2023年5月26日

<https://www.fda.gov/news-events/fda-voices/how-fdas-new-approach-reviewing-chemicals-added-food-will-strengthen-food-safety>

●FDA「FDAはPFAS関連活動を更新」2023年5月31日

https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-update-pfas-activities?utm_medium=email

●国務省 「プラスチック汚染撲滅国際協力（EPPIC）官民パートナーシップのホスト」

<https://www.highergov.com/grant-opportunity/host-of-the-end-plastic-pollution-international-collaborative-eppic-public-pri-348033/>

●カナダ「パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）のリスク管理範囲」2023年5月

<https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/evaluating-existing-substances/risk-management-scope-per-polyfluoroalkyl-substanc>

●INC-2 セッション前の文書

INC-2「UNEP/PP/INC.2/INF/8 蛇口を閉じる：世界はどのようにしてプラスチック汚染を終わらせ、循環経済を構築できるか」2023年5月16日（5月17日 HP 掲載）

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42444/TurningOfftheTap.pdf>

「UNEP/PP/INC.2/INF/4 国際的な法的拘束力ある手段に向けた要素の潜在的オプションに関連する追加情報」2023年5月23日（5月24日 HP 掲載）

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42518/OptionElementsAdditionalInformation.pdf>

●INC-2 セッション期間中の文書

「UNEP/PP/INC.2/L.1 海洋環境を含むプラスチック汚染に対し国際的に法的拘束力のある手段を作成するための政府間交渉委員会第2回セッションの作業に関する報告書案」2023年6月1日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42623/INC2ReportEN.pdf>

「UNEP/PP/INC.2/L.2 海洋環境を含むプラスチック汚染に対する法的拘束力ある国際的手段を作成する政府間交渉委員会第3回セッションの暫定議題案に関する決定案」2023年5月31日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42611/DraftAgendaEn.pdf>

「ルール 37 及び 38(1)に関する自由協議における議論 非文書」2023年5月30日

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42579/Rule38%281%29consultations.pdf>

「コンタクトグループ 1 での議論についての共同進行役報告[1]」

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42621/CG1.pdf>

「コンタクトグループ 2 についての共同進行役のまとめ[1]」

<https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/42622/CG2.pdf>

●INC-2「プレスリリース INC 議長はパリ交渉終了に伴いプラスチック汚染に関する国際

協定のゼロドラフト作成へ」 2023 年 6 月 3 日

<https://www.unep.org/events/conference/second-session-intergovernmental-negotiating-committee-develop-international/media#PressRelease>

●FAO「農業におけるプラスチック循環を突破する」 2023 年 6 月 5 日

<https://www.fao.org/fao-stories/article/en/c/1640871/>

●WTO「プラスチック汚染対話が MC13 のありうる結果の要素を明らかにする」 2023 年 5 月 25 日

https://www.wto.org/english/news_e/news23_e/ppesp_25may23_e.htm

●プラスチック汚染を廃絶する高い野心の連合（HAC）「HAC 共同閣僚声明 INC-2」 2023 年 5 月 26 日

<https://hactoendplasticpollution.org/high-ambition-coalition-joint-ministerial-statement-inc-2/>

詳細情報は、会員向けページ「安全衛生情報（月度発刊）」をご覧ください。

食品接触材料安全センターメールマガジン フッター部 URL 変更のお願い

内の URL が変更となりました。

■■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■■

HP の整備に伴い、下記 URL の一部を変更しましたので、ご確認ください！

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No.26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におら

れる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

(<https://www.jcii.or.jp/pages/164/>)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/pages/98/>

ー JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。(<https://www.jcii.or.jp/pages/9/>)

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。

(info-fcmssc@jcii.or.jp)

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階

Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmssc@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/pages/65/>